

国立大学法人富山大学不動産貸付事務取扱細則

平成17年10月1日制定 平成20年7月22日改正
平成22年4月1日改正 平成22年7月1日改正
平成24年8月1日改正 平成25年2月1日改正
平成27年4月1日改正 平成29年3月29日改正
平成30年2月14日改正 平成30年3月27日改正
令和2年3月10日改正

(趣旨)

第1条 [国立大学法人富山大学固定資産管理規則](#)（以下「規則」という。）第28条第6項及び規則第40条の規定に基づき、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における不動産の貸付に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(通則)

第2条 国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における不動産の貸付については、[国立大学法人富山大学会計規程](#)（以下「会計規程」という。）及び規則で定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局 学部，和漢医薬学総合研究所，附属病院，附属図書館，機構，学内共同教育研究施設，保健管理センター及び事務局をいう。
- (2) 部局長 前号に定める各部局の長をいう。
- (3) 不動産 規則第3条に定める不動産及び船舶をいう。
- (4) 貸付 貸付契約による場合，貸付契約によらない場合若しくは収益の契約又は使用若しくは収益の許可による場合のすべてをいう。
- (5) 資産管理責任者等 規則第8条に定める資産管理責任者及び分任資産管理責任者をいう。
- (6) 使用責任者 規則第10条第1項に定める使用責任者をいう。
- (7) 収入支出責任者等 [国立大学法人富山大学予算決算及び出納事務取扱規則](#)第4条に定める収入支出責任者及び収入支出責任者の事務の一部を分掌する分任収入支出責任者をいう。

(貸付許可の判断基準)

第4条 第5条本文に規定する「その用途又は目的を妨げない限度」とは、次の各号に規定するものをいう。

- (1) 本学の業務遂行に支障が生じるおそれがないこと
- (2) 不動産の管理上支障が生じるおそれがないこと

- (3) 本学の業務の公共性、公益性に反しない以下の事項
 - イ 公序良俗に反せず、社会通念上不適当でないこと
 - ロ 特定の個人、団体、企業の活動を本学の中立性を阻害して支援するものでないこと
 - ハ 騒音、振動、塵埃、視覚的不快感、悪臭、電磁波又は危険物等を発生又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすような用途に使用するものでないこと
 - ニ 風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、深夜営業を主とする用途、公序良俗に反する用途その他本学の品位を損なうような用途に使用するものでないこと
 - ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供するものでないこと
 - ヘ 上記のほか、貸付により公共性、公益性を損なうおそれがないこと
- (4) その他不動産の用途又は目的を妨げるおそれがないこと

（貸付許可の範囲）

第5条 規則第28条第1項の規定により、本学の不動産を、その用途又は目的を妨げない限度において本学以外の者に貸付けすることを許可できる範囲は、次の各号に掲げる場合とする。

ただし、次の各号に該当しない場合であっても、第4条各号のいずれにも該当する場合には、貸付けの許可をすることができる。

- (1) 本学の業務遂行上その必要性が認められる場合であって、本学不動産の管理上及び地元住民対策上の観点からの提供不動産及びその周辺不動産を貸付けする場合
- (2) 本学不動産の利用が公共性、公益性、中立性に反せず、一時的又は限定的なため、業務運営上支障が生じない場合
 - イ 講演会、研究会、試験等のため貸付けする場合
 - ロ 駐車場として貸付けする場合
 - ハ グランド等を野球大会等で貸付けする場合
 - ニ 映画ロケ等のため貸付けする場合
 - ホ 工事用の資材置場等として貸付けする場合
- (3) 公共的又は公益的な見地から本学不動産の利用が必要不可欠な場合
 - イ 災害等の応急施設として貸付けする場合
 - ロ 電気、水道、ガスの施設の設置等のため貸付けする場合
 - ハ 信号機の設置等公的な施設のための僅少な面積を貸付けする場合
- (4) 本学不動産の利用が公共性、公益性、中立性に反せず、社会的又は経済的な見地から妥当な場合
 - イ 本学研究施設を使用しなければ試験、研究、試作等が困難な場合において、当該施設を貸付けする場合
 - ロ 下水の引込みの設置等のため貸付けする場合（隣接地の所有者等が本学不動産を利用しなければ、土地利用や業務の遂行等が困難な場合）
 - ハ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律

(平成10年法律第52号)に規定する大学の教員等の特許権等を扱う技術移転機関(承認TL0)にその事業の用に供するため本学施設を貸付ける必要があると認められる場合

ニ 大学の研究成果を活用した事業(当該事業に係る創業の準備を含む。)を行う中小企業又は個人(「大学発ベンチャー」)にその事業の用に供するため本学施設を貸付させることが必要と認められる場合

ホ 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)の規定に基づき、本学の研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする大学以外の者について、地方公共団体が産学官連携を促進する必要があると認めて内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けた場合であって、当該認定の日以後に、当該構造改革特別区域内に存在することとなる本学の研究施設を貸付けする場合

(5) 職員、来学者や本学の利用者等の利便に資する場合

イ 食堂、売店、理髪店、保育所、現金自動預払機等のサービス提供施設等を設置する場合(職員のための福利厚生施設や来学者等のための利便施設の設置)

(6) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条に規定する選定事業者(PFI事業者)に土地等を貸付けする場合

(7) その他学長が必要と認めた場合

(貸付とみなさない場合)

第6条 次の施設は、本学の業務遂行のため、本学が当該施設を提供するものであるから、この細則でいう貸付けとはみなさないことができる。

イ 病院における患者への給食、基準寝具の提供等大学が行うべき業務を大学以外の者に委託した場合等において、それらの業務を行うため必要な厨房施設、寝具格納施設等(ただし、契約書等に当該施設を提供することが明記されている場合に限る。)

ロ 病院経営の委託のように大学の業務の一部を大学以外の者に委託した場合において、それらの業務を行うため必要な施設(ただし、大学の施設を使用させることが契約書等に明記されており、かつ、当該業務以外に大学の施設を使用しない場合に限る。)

ハ 清掃、警備、運送等の役務を大学以外の者に委託した場合において、それらの役務の提供に必要な施設(ただし、役務の提供において当該施設の提供が習慣として一般化しており、かつ、契約書等に施設を提供することが明記されている場合に限る。)

ニ 施設の建設等に関連する材料置場又は車両の進入路等

ホ 施設にガス、水道、電力線等を引き込むための土地の使用(ただし、その設備を利用して本学の施設以外にも供給することとなる場合は貸付の対象とする。)

ヘ その他、学長が必要と認めた場合

(時価よりも低い対価で貸付けることができる範囲)

第7条 規則第28条第3項第3号の規定に定めるその他特別の理由があるときの取扱いは、次のとおりとする。

(1) 学術団体(日本学術会議により協力学術研究団体として認定された団体をいう。)の開催する学会等で、本学の職員が所属する場合は5割を免除することができる。

(2) その他本学及び地域のために学長が必要と認めた場合は、学長が定めた免除割合

(無償貸付の範囲)

第8条 次の各号に掲げる場合においては、本学の不動産を国、独立行政法人、地方公共団体、その他公法人（以下「国等」という。）又は本学の業務を委託若しくは共同で行う者に貸付ける場合には、無償で貸付けることができる。

- (1) 本学の業務を遂行する場合
- (2) 各部局の主催する集会その他に貸付ける場合
- (3) 職員又は学生が主催する集会その他に貸付ける場合
- (4) 本学に消防施設、郵便ポスト、その他公共のため施設を設置するために不動産を貸付ける場合
- (5) 本学の不動産を貸付けることが、公共的、社会的、経済的見地から妥当であると認める場合で、一時的に貸付ける場合
- (6) 文部科学省共済組合富山大学支部の事業で組合員の福利厚生を目的として貸付ける場合
- (7) 教育、研究を委託もしくは共同で行う場合に不動産を貸付ける場合で、当該契約書等に当該不動産を貸付けできることが明記されている場合
- (8) 第5条第4号ハに規定する承認TL0に貸付ける場合
- (9) 第5条第6号に規定するPFI事業者に貸付ける場合
- (10) その他、学長が必要であると認めた場合

2 次に掲げる場合においては、本学の不動産を地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区（以下「公共団体」という。）に無償で貸付けることができる。

- (1) 次に掲げる小規模な施設（敷地面積が50平方メートルを超えないものに限る。）の用に供する場合
 - イ 信号機
 - ロ 道路標識
 - ハ 掲示板
 - ニ 防災上必要な気象、地象及び水象の観測施設並びに防災上必要な通信施設
 - ホ 公害の防止のために必要な監視及び測定施設
 - ヘ 火災報知機、消火栓及び消防の用に供する資材器具保管施設
 - ト 街燈、カーブミラー及び横断歩道橋の橋脚
 - チ 有線ラジオ放送業務のための電柱その他の中継施設及び末端施設並びに有線放送電話業務のための電柱その他の中継施設
 - リ 遺跡、名勝地その他の歴史的文化的価値があるものを表示する石碑類、地すべり防止区域等の特定区域を表示する標識その他の標識類

(2) 次に掲げる用に供する場合

- イ 公共団体において、災害が発生した場合における応急措置の用に供する場合
- ロ 地方公共団体において、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に規定する地震防災応急対策の実施の用に供する場合

3 前項の無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあ

げる場合には、これを行うことができない。

- 4 資産管理責任者等は、第1項の規定により、本学の不動産を無償で貸付けた場合において、公共団体の当該財産の管理が良好でないと認めるとき又は前項の規定に該当することとなったときは、直ちにその貸付許可を解除しなければならない。

(貸付許可をする場合の留意事項)

第9条 不動産の貸付を許可するにあたっては、必要最小限度にとどめ、かつ、現状のまま貸付けることとし、将来本学の必要に応じてその貸付けを終了させた場合に、容易に原状回復ができる状態におくことを原則とする。

建物の所有を目的として土地の貸付を許可する場合又は独立した施設若しくは分離独立させることができる施設の全部又は大部分の貸付を許可する場合には、この貸付の取扱いに当たっては、特に慎重を期することとする。

- 2 無償又は減額により貸付けの許可をするに当たっては、無償又は減額貸付の根拠となる法律の趣旨に照らして、無償又は減額貸付の必要性を十分検討することとする。
- 3 不動産の一部について、貸付させる場合においては、本学が使用する部分と貸付させる部分の動線を分離する等、当該建物の性格に応じたセキュリティにも配慮することとする。

(貸付けの申請等)

第10条 不動産の貸付許可を受けようとする者(以下「相手方」という。)は、不動産貸付申請書(以下「申請書」という。)を原則として使用予定日の1ヶ月前までに、使用部局の使用責任者を経て資産管理責任者等に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 不動産の貸付許可申請が長期(貸付期間がおおむね1ヶ月以上をいう。)にわたるものについては、前項の規定にかかわらず、相手方は、申請書を原則として使用予定日の2ヶ月前までに、使用部局の使用責任者を経て資産管理責任者に提出し、許可を受けなければならない。ただし、年度を超えて継続して長期に使用し、貸付許可申請書の内容に全く変更がない場合は、申請書の提出を省略することができるものとし、第14条の規定に基づき貸付の許可を更新する。

- 3 前項の場合において、相手方が提出する申請書には、次の各号に掲げる書類のうちそれぞれ必要なものを添付しなければならない。

(1) 申請物件の利用計画書(利用計画図添付)

(2) 事業計画書

(3) 申請者が地方公共団体であって貸付申請が当該地方公共団体の議決機関の決議を要するものである場合は、その議決書の写し、執行機関の専決処分に関するものであるときは、その根拠となる条例の条項、また、予算措置を要するものであるときは、当該経費の支出を明らかにした予算書

(4) 申請者が法人(地方公共団体を除く。)である場合は、当該法人の名称、住所及び代表者等を記載した現在事項全部証明書、定款並びに最近の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び事業(決算)報告書

(5) 申請者が法人(地方公共団体を除く。)であって、当該施設の貸付許可を受けるに

当たり予算措置を要するものであるときは、当該経費の支出を明らかにした書類

- (6) 申請者が個人である場合は、住民票の写し又は住居証明書
 - (7) 監督官庁の許可又は認可を要するものである場合は、その許可書、認可書（内認可書を含む。）若しくはその謄本又は許可若しくは認可があった旨の証明書
 - (8) 無償貸付の申請にあつては、その根拠となる法令の条項に該当することを証する書類
 - (9) 暴力団を排除する取組として、第12条第4項に規定する誓約書（別紙様式1）（ただし、入札参加の際に誓約書を提出している場合又は相手方が地方公共団体若しくは独立行政法人の場合は除く。）
 - (10) 暴力団を排除する取組として、役員名簿（別紙様式2）（ただし、相手方が地方公共団体若しくは独立行政法人の場合は除く。）
 - (11) その他貸付けの申請に当たり必要と認めるもの
- 4 資産管理責任者は、貸付しようとする相手方から提出された誓約書（別紙様式1）の1に掲げるもの（以下「排除対象者」という。）に該当するか否かを確認する必要があるときは、貸付許可の承認前に照会書（別紙様式3）により県警本部の暴力団排除対策を主管する課の長に照会するものとし、照会の結果、当該相手方が排除対象者に該当する場合には貸付許可をしないものとする。
- 5 前項に規定する相手方に貸付を許可した後において、当該相手方が排除対象者に該当するか否かを確認する必要があるときは、前項と同様の照会をするものとし、排除対象者に該当する場合には、貸付許可の取消し等必要な措置を講じなければならない。
- 6 資産管理責任者等は、不動産の貸付けを許可したときは、相手方に対して不動産貸付許可書を交付するものとする。
- 7 資産管理責任者等は、不動産の貸付けを許可するに当たっては、必要な条件を付すものとし、この条件を不動産貸付許可書に記載する。

（貸付手続きの特例）

第11条 部局における次の各号に掲げる不動産の貸付けについては、第10条の規定にかかわらず、使用責任者限りで許可できるものとする。ただし、学生会館、職員会館、黒田講堂、洗心苑及び高岡キャンパスの体育施設の貸付けについては、別に定めるところによるものとする。

- (1) 部局の主催する集会その他に使用する場合
- (2) 職員又は学生が主催する集会その他に使用する場合

（相手方の選定）

第12条 相手方の選定に当たっては、透明性、公平性を確保するとともに、資力、信用、技能等を十分調査しなければならない。

- 2 前項において、公募になじまないと判断される場合を除き、公募により選定するものとする。
- 3 貸付許可の相手方を公募により選定する場合は、公募公告の参加資格として、次に掲げる要件を明記するものとする。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
 - (6) 暴力団又は暴力団員及び第2号から第5号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと
- 4 資産管理責任者は、公募に参加しようとする者から、前項の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することがない旨、及び貸付許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合において、当該貸付許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書（別紙様式1）を提出させなければならない。
- 5 自動販売機の設置に使用させる不動産の貸付許可に係る公募（他の施設の用に使用させる不動産を含めて一体的に貸付許可をする場合の公募を除く。）にあつては、応募者から提案された貸付料の額（別添「貸付料算定基準」により算定した額以上の額に限る。）により競争を行い、又は当該貸付料の額を選定の基準の一つとする方法により選定を行うものとする。
- 6 前項に規定する公募以外の公募であっても、資産管理責任者が適当と認める場合には、前項に定める方法によることができる。

（貸付許可期間）

第13条 貸付けを許可する期間は、1年以内とする。ただし、貸付けを許可する期間を1年以内とすることが著しく実情にそぐわない場合は、第2項又は他の法律の定める期間内において、その必要の程度に応じて定めるものとする。

- 2 土地及び土地の定着物を貸付ける場合の貸付期間は、30年を超えることができないものとする。
- 3 法令の規定に基づく無償貸付である場合には、貸付期間を5年とすることができる。
- 4 前2項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間を超えることができない。
- 5 公募による貸付許可については、貸付許可の始期から5年を超えて更新を行うことができない。ただし、更新を認めないことにより本学の業務の円滑な遂行に著しい支障を及ぼ

すこととなる場合は、この限りではない。

(貸付許可の更新の取扱い)

第14条 前条第2項及び第3項に定めるもののほか、貸付けの許可は必要に応じて更新することができる。

(貸付料)

第15条 本学不動産の貸付けの許可をする場合の貸付料は、別添の貸付料算定基準により算定した額(第12条第5項の方法により選定を行う場合には、選定された者に係る同項の貸付料の額)に消費税及び地方消費税の相当額を加えた額とする。

2 貸付料は、原則として、貸付期間開始前に全額徴収するものとし、支払方法を明らかにした請求書を発行し、指定された期日までに納付させなければならない。

3 第1項に規定する貸付料について、貸付期間開始前に全額徴収することが困難であるが、相手方の資力及び信用があり、貸付期間中に貸付料の納付が確実であると認められる場合にあっては、貸付期間中に全額徴収又は分割により徴収することができる。

4 第8条第1項本文に規定する国等が貸付けの相手方である場合の貸付料の徴収にあたり、やむを得ない理由があるときは、理由書を徴したうえで、貸付期間終了後に貸付料を納付させることができる。

(光熱水料)

第16条 資産管理責任者等は、相手方が貸付物件内で使用した電力料、水道料、ガス料等を徴収しなければならない。

(延滞金)

第17条 収入支出責任者等は、貸付許可を受けた相手方が本学の指定した期日までに貸付料を支払わないときときは、その指定した期日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じ年3パーセントの割合で計算した延滞金を納付させるものとする。

(貸付料の減免措置)

第18条 貸付許可中の不動産が、風水害その他借受人の責に帰することができない事由により被害を受けた場合には、次のとおり減免することができるものとする。

(1) 冠水等のため貸付不動産の利用が不可能と認められる期間が生じた場合には、当該期間を貸付料の算定期間に含めないことができる。

(2) 被害により一部滅失又はき損した場合には、当該滅失又はき損した割合(以下「損害率」という。)に応じ、原状回復するまでの間貸付料を減免することができる。

なお、損害率の算定に当たっては、相手方からの事情聴取、現地調査を行う等、実状を十分に斟酌するものとする。

(3) 前2号の措置は、原則として相手方の申請に基づき行うものとし、第1号の不算入期間又は前号の損害率の算定に当たっては、相手方から被害状況が判明する資料等を提出させ、又は必要に応じて実地調査を行う等実状を踏まえ、慎重に処理する

ものとする。

- (4) 第1号及び第2号の措置を講ずる場合において、被害時以後の期間に係る貸付料が既に納付済であるときは、以降の支払期において充当又は還付するものとする。

(損害保険の付保)

第19条 独立した一棟の建物の全部又はその大部分の貸付けを許可する場合には、必要に応じて相手方に本学を被保険者とする損害保険契約を締結させるものとする。

2 保険契約書は、資産管理責任者等が保管するものとする。

(貸付許可の取消し等の通知)

第20条 貸付許可を取り消し、又は更新しないときは、貸付許可を取り消し、又は貸付許可の期間が満了する3月以前に相手方に通知するよう努めなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情がある場合には、この限りでない。

(原状回復等)

第21条 貸付期間が満了したとき又は貸付許可が取消されたときは、必ず指定した期日までに原状回復のうえ、当該不動産の明け渡しをさせなければならない。ただし、更新をする場合又は貸付許可条件で、別の定めをした場合においては、この限りでない。

附 則

この細則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年7月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年2月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年2月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

国立大学法人富山大学 殿

団体名
住 所 〒

フリガナ
氏 名
連絡先

不 動 産 貸 付 申 請 書

下記のとおり不動産を使用したく、関係資料を添付して申請します。
なお、許可のうへは、貴学の不動産貸付事務取扱細則並びに許可条件を遵守します。

記

1 使用しようとする財産

2 使用日時

年 月 日 () 時から 時まで
年 月 日 () 時から 時まで

3 使用目的 (内容は具体的に記入すること)

4 使用予定人員

5 その他参考となるべき事項

不動産貸付事務取扱細則第7条第1号の免除申請をします。

- ※ 1. 申請者の押印は不要ですが、氏名は必ず自署してください。
2. 法人等が申請する場合、ゴム印あるいは記名で差し支えないものとしますが、必要に応じて、提出者の身分を確認することがあります。

年 月 日

団体名
代表者氏名

殿

国立大学法人富山大学資産管理責任者等

印

不 動 産 貸 付 許 可 書

年 月 日付けをもって申請のあった不動産の貸付については、下記のとおり許可します。

記

1 貸付を許可する不動産の所在及び名称

2 貸付日時

年 月 日 () 時から
年 月 日 () 時まで

3 貸付目的

4 貸付金額

金 円 (うち消費税及び地方消費税の相当額 円)

5 貸付条件

- イ 国立大学法人富山大学不動産貸付事務取扱細則を遵守すること。
- ロ 貸付目的以外に使用しないこと。
- ハ 貸付にあたっては火気の取扱いに注意すること。
- ニ 貸付場所は清潔整頓に努め、後始末は厳重にすること。
- ホ その他建物の保全上必要な指示事項を厳守すること。
- ヘ 使用後はその都度当該部局の課(係)へ届け出、勤務時間外の場合は守衛所等へ届け出ること。
- ト 駐車場が狭いため車での入構は控え、なるべく公共の交通機関を利用すること。

不 動 産 貸 付 許 可 書

使用者住所

氏名

殿

許可者

国立大学法人富山大学資産管理責任者

印

年 月 日付けをもって申請のあった本学管理の不動産を使用することについては、国立大学法人富山大学不動産貸付事務取扱細則（平成17年10月1日制定）第10条第7項の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

記

（貸付許可物件）

第1条 貸付を許可する物件は、次のとおりである。

所在

区分

数量

貸付部分 別図のとおり

（指定用途）

第2条 貸付を許可された者は、前記の物件を の用に供しなければならない。

（貸付許可期間）

第3条 貸付を許可する期間は、年 月 日から平成 年 月 日までとする。

ただし、貸付許可の更新を受けようとするときは、貸付を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により本学に申請しなければならない。

（貸付料及び延滞金）

第4条 貸付料は、 円とし、本学収入支出責任者の発する請求書により、指定期日までに納入しなければならない。

2 指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

（貸付料の改定）

第5条 資産管理責任者は、経済情勢の変動、その他の事情の変更に基づいて、特に必要が

あると認める場合には、貸付料を改定することができる。

(物件保全義務等)

第6条 貸付を許可した物件は、国立大学法人富山大学固定資産管理規則（平成17年10月1日制定）第28条第1項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、貸付を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、貸付を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(貸付上の制限)

第7条 貸付を許可された者は、貸付を許可された期間中、貸付を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 貸付を許可された者は、貸付を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 貸付を許可された者は、貸付を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって資産管理責任者の承認を受けなければならない。

(貸付許可の取消し又は変更)

第8条 資産管理責任者は、次の各号の一に該当するときは、貸付許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 貸付を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 本学において貸付を許可した物件を必要とするとき。

(3) 貸付を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(4) 貸付を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(5) 貸付を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(6) 貸付を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(7) 貸付を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 資産管理責任者が前項第1号又は第3号から第7号までの規定により貸付許可の取消

し又は変更をした場合、これにより貸付を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。

- 3 貸付を許可された者は、資産管理責任者が第1項第1号又は第3号から第7号までの規定により貸付許可の取消し又は変更をした場合において、本学に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第9条 資産管理責任者が貸付許可を取消したとき、又は貸付を許可した期間が満了したときは、貸付を許可された者は、自己の負担で、資産管理責任者の指定する期日までに、貸付を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、貸付を許可した期間が満了した後、公募により改めて貸付を許可された場合その他学長が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 貸付を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、資産管理責任者は、貸付を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合貸付を許可された者は、学長に異議を申し立てることができる。

(損害賠償)

第10条 貸付を許可された者は、その責に帰する事由により、貸付を許可された物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による貸付を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により貸付を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、貸付を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 貸付許可の取消が行われた場合においては、貸付を許可された者は、貸付を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第12条 学長は、貸付を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第13条 本条件に関し、疑義のあるときその他貸付を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、学長の決定するところによるものとする。

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付を受けた不動産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、貴学が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿（別紙様式 2）を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付許可物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付許可物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、本学に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

国立大学法人富山大学 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

照 会 書				
商号又は氏名				
所在地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
照 会 事 項	<p>上記の者について、以下に該当する者か否か。(申請書等を添付)</p> <p>(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である</p> <p>(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている</p> <p>(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している</p> <p>(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている</p> <p>(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している</p>			
参 考				
<p>上記のとおり照会します。</p> <p>富山県警察本部暴力団対策主管課長 殿</p> <p style="text-align: right;">国立大学法人富山大学 財務部財務企画課長 (氏名) 印</p>				

貸 付 料 算 定 基 準

建物等を貸付許可する場合の貸付料（消費税及び地方消費税の相当額を含まないものとする。以下同じ。）の年額は、本算定基準により算定するものとする。

なお、この基準は、平成17年10月1日以後、貸付料を算定するものから適用し、同日前のものについては、なお従前の例によるものとする。

第 1 土地の貸付料

1 期待利回りによる算定

以下の算定により算定する。

計算式 貸付料＝貸付許可財産の相続税評価額A×期待利回りB×調整率C

A＝貸付許可期間の年度当初に調査した相続税評価額

なお、相続税評価額とは、土地の現況地目に応じて「財産評価基本通達」（昭和39年4月25日付直資56直審（資）17国税庁通達）の規定に基づく路線価方式又は倍率方式によって算定された平方メートル当たりの価格に当該貸付許可に係る部分の面積を乗じて得た額をいう（以下同じ）。

B＝貸付許可を行おうとする財産の近隣地域内に所在する、相手方の利用目的と類似する用途に供している賃貸取引事例の貸付料又は民間精通者の意見価格を当該事例等の相続税評価額で除したもの（賃貸取引事例又は民間精通者の意見価格は2事例（者）以上採用し、貸付始期の直近のものを用いる）。の平均値（小数点第5位以下切捨て）

なお、極めて小規模な施設（自動販売機、現金自動預払機、電話ボックス等をいう。）の用途として貸付けさせる場合など、費用対効果の観点などから、賃貸取引事例及び民間精通者の意見価格により難しい場合には、近隣地域内に所在する貸付許可先例（調整措置が加えられているものについては当該措置が加えられる前の貸付料）を用いて期待利回りを算定することができる。

C＝不動産の貸付許可は、借地借家法の適用を受けない処分行為であり、その特殊性を考慮し、0.7を乗ずるものとする。

ただし、採用した賃貸取引事例等が本件特殊性を考慮したものである場合、又は貸付許可先例により算定したものである場合は、本措置を適用しないこととする。

2 簡易手法による算定

極めて小規模な施設（自動販売機、現金自動預払機、電話ボックス等をいう。）の用途として貸付させる場合は、費用対効果の観点などから、類似施設の賃貸取引事例の平方メートル当たりの貸付料額に当該施設の貸付許可に係る部分の面積を乗じたものに、上記1における調製率0.7を乗ずる方法により、貸付料を算定することができる。

ただし、採用した賃貸取引事例が、不動産の貸付許可の特殊性を考慮したものである場合は、調製率0.7は乗じないこととする。

第2 建物の貸付料

貸付料は、以下の算式により算定する

計算式 貸付料＝（平方メートル当たりの貸付料年額A × 貸付許可面積B＋
土地にかかる加算額C）×調整率D

A＝当該貸付許可を行おうとする財産の近隣地域内に所在する賃貸取引事例又は民間精通者の意見価格等を基に算定する。

（注）1. 賃貸取引事例を基に算定する場合、できる限り、当該貸付許可と利用用途、建物の構造、品位、経年、貸付面積、階層等の類似する事例を選定するものとし、2事例以上の平均価格とする。

なお、当該貸付許可財産と賃貸取引事例として採用した財産との間に利用度等において著しい開差がある場合は、不動産鑑定士から修正について意見を求め、それに基づいて、賃貸取引事例に修正を加えることができる（下記2において同じ）。

2. 民間精通者の意見価格を基に算定する場合は、当該貸付許可の利用用途、建物の構造、品位、経年、貸付面積、階層等を説明のうえ意見価格を求めるものとし、2者以上の平均価格とする。

3. 不動産鑑定士の鑑定評価額を基に算定する場合は、次年度以降4年間を限度として、当該鑑定評価額に係る変動率を徴し、これに乗ずることにより算定することができる。

4. 極めて小規模な施設（自動販売機、現金自動預払機、電話ボックス等をいう。）の用途として貸付けさせる場合に限定して、費用対効果の観点などから、賃貸取引事例及び民間精通者の意見価格等により難しい場合には、近隣地域内に所在する貸付許可先例（調整措置が加えられているものについては当該措置が加えられる前の貸付料）により算定することができる。

B＝建物の一部を貸付許可する場合において、相手方の従業員、来客等が占用部分のほか共用部分についても専ら使用するとき、当該共用部分も含めた面積とする。

C＝貸付許可面積が当該建物延べ面積の5割以上の場合の土地に係る貸付料

の加算額

当該建物の敷地の土地賃付料	－	当該建物の建て面積を当該建物の所在する土地に係る法定建ぺい率で除した面積に相当する土地の賃付料

当該建物のうち賃付許可面積

×

当該建物の延べ面積

- (注) 1. 土地の賃付料は、第1の賃付料によって算定したものとす。
2. 民有地上にある建物の賃付料は、上記算式中「賃付料」を「地代相当額」に読替えて適用する。

D=不動産の賃付許可は、借地借家法の適用を受けない処分行為であり、その特殊性を考慮し、0.7を乗ずるものとする。

ただし、採用した賃貸取引事例等が、本件特殊性を考慮されたものである場合、又は賃付許可先例により算定したものである場合は、本措置を適用しないこととする。

第3 一時的賃付料

賃付期間が一時的な場合（第5条第2号に該当する場合等）の賃付料の算定は、次によるものとする。

- 1 土地の賃付料
別に定める料金表によるものとする。
- 2 建物の賃付料
別に定める料金表によるものとする。

第4 土地又は建物以外のものの賃付料

実情に応じて賃付料を定めるものとする。

第5 固定資産税が課されない場合の賃付料の取扱い

当該賃付許可の対象となっている不動産について固定資産税が課されない場合には、上記第1、第2及び第4の規定により算定した賃付料の額（ただし、第1及び第2の場合にあっては、調整率を乗じる前の額）から、当該賃付許可に係る固定資産税相当額を控除した額をもって賃付料の年額とするものとする。

ただし、上記第1、第2及び第4の規定により算定した賃付料が、既に固定資産税の課されないものとして算定されている場合は、本措置は適用しないこととする。

第6 前年次貸付料との調整

1 貸付許可を更新するに際し、貸付料が前年次貸付料を超える場合

第1から第5（第3を除く。）に定めるところにより算定した額が、前年次貸付料（前年次の期間が1年に満たない場合は、年額に換算した額とする。以下同じ。）の1.2倍を超える場合は、前年次貸付料の1.2倍の額をもって当該年次の貸付料とする。

2 貸付許可を更新するに際し、貸付料が前年次貸付料に満たない場合

第1から第5（第3を除く。）に定めるところにより算定した額が、前年次貸付料の8割に満たない場合は、前年次貸付料の8割の額をもって当該年次の貸付料とする。